本号で公布された法令のあらまし

◇地方税法等の一部を改正する法律（法律第二号）（総務省）

一　地方税法の一部改正関係

1　道府県民税及び市町村民税

(一)　都道府県又は市区町村（以下「都道府県等」という。）に対する寄附金に係る寄附金税額控除について、以下の措置を講ずることとした。（第三七条の二及び第三一四条の七並びに附則第五条の五～七、第七条及び第七条の二関係）

(1)　特例控除額の控除対象となる寄附金について、以下の基準に適合する都道府県等として総務大臣が指定する都道府県等に対する寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）とすることとした。

イ　寄附金の募集を適正に実施すること。

ロ　都道府県等が個別の寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額が、いずれも当該寄附金の額の一〇〇分の三〇に相当する金額以下であること。

ハ　都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであること。

(2)　(1)の基準は、総務大臣が定めることとした。

(3)　指定を受けようとする都道府県等は、寄附金の募集の適正な実施に関する事項を記載した申出書に、基準に適合していることを証する書類を添えて、これを総務大臣に提出しなければならないこととした。

(4)　指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない都道府県等は、指定を受けることができないこととした。

(5)　総務大臣は、指定をした都道府県等に対し、寄附金の募集の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができることとした。

(6)　総務大臣は、指定をした都道府県等が(1)の基準に適合しなくなったと認めるとき、又は(5)の報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、指定を取り消すことができることとした。

(7)　総務大臣は、指定をし、又は指定の取消しをしたときは、直ちにその旨を告示しなければならないこととした。

(8)　総務大臣は(1)の基準の設定若しくは改廃又は指定若しくは指定の取消しについては、地方財政審議会の意見を聴かなければならないこととした。

(9)　個人の道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除に係る申告の特例について、適用対象を特例控除対象寄附金とする等の所要の措置を講ずることとした。

(二)　個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除について、以下の措置を講ずることとした。（附則第五条の四の二及び第四五条関係）

(1)　その適用を平成四五年度分の個人の道府県民税及び市町村民税まで延長することとした。

(2)　所得割の納税義務者が住宅の取得等で特別特定取得に該当するものをし、かつ、平成三一年一〇月一日から平成三二年一二月三一日までの間に居住の用に供した場合であって、居住年から一〇年目に該当する年以後居住年から一二年目に該当する年までの各年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除の適用がある場合には、個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除の控除限度額の合計額は、所得税の課税総所得金額等の合計額の一〇〇分の七に相当する金額（当該金額が一三万六、五〇〇円を超える場合には、一三万六、五〇〇円）とすることとした。

(3)　個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除の適用について、納税通知書が送達される時までに提出された申告書に住宅借入金等特別税額控除に関する事項の記載があること等の要件を不要とすることとした。

(三)　給与所得者又は公的年金等受給者が単身児童扶養者（児童扶養手当の支給を受けている父又は母のうち、婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない者又は配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の生死の明らかでない者をいう。以下同じ。）に該当する場合には、給与所得者の扶養親族等申告書又は公的年金等受給者の扶養親族等申告書にその旨を記載することとした。（第二三条、第四五条の三の二、第四五条の三の三、第二九二条、第三一七条の三の二及び第三一七条の三の三関係）

(四)　前年において支払を受けた給与で年末調整の適用を受けたものを有する納税義務者が個人の道府県民税及び市町村民税に関する申告書を提出するときは、その記載事項の一部を一定の記載によることができることとした。（第四五条の二及び第三一七条の二関係）

(五)　東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例について、以下の措置を講ずることとした。（附則第四四条の二関係）

(1)　その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった者が、当該居住の用に供されている土地等の譲渡をした場合には、特例の適用を受けることができることとした。

(2)　その有していた家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった者の相続人（当該家屋に居住していた者に限る。）が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合には、当該相続人は、当該家屋を被相続人がその取得をした日から所有していたものとみなして、特例の適用を受けることができることとした。

(六)　口座管理機関及び振替機関は、証券口座に係る顧客の情報を個人番号又は法人番号により検索することができる状態で管理しなければならないこととした。（第二〇条の一一の三及び第二〇条の一一の四関係）

(七)　子どもの貧困に対応するため、以下の措置を講ずることとした。

(1)　平成三三年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、単身児童扶養者（当該単身児童扶養者の前年の合計所得金額が一三五万円を超える場合を除く。）を非課税措置の対象に加えることとした。（第二四条の五及び第二九五条関係）

(2)　個人の道府県民税及び市町村民税に関する申告書を提出する者が単身児童扶養者に該当する場合には、これらの申告書にその旨を記載することとした。（第四五条の二及び第三一七条の二関係）

(3)　(1)の改正に伴い、市町村が情報提供ネットワークシステムを使用して、児童扶養手当関係情報の提供を求めることができることとした。（改正法附則第三三条関係）

(八)　農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の規定により、農業協同組合連合会のうち、引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるものについて収益事業課税とすることとした。（附則第七条の五関係）

(九)　平成三二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人に対して、当該大会関連の事業以外の事業を行わない場合には、当該外国法人の平成三二年四月一日から平成三二年一二月三一日までの間に開始する各事業年度に限り、法人の道府県民税及び市町村民税について、非課税とする等所要の措置を講ずることとした。（附則第七条の六関係）